

ねんきん「コーナー」

国民年金保険料について

令和4年4月分から令和5年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6千590円です。

令和4年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において、1万7千円とされていますが、平成16年度から物価と賃金の変動に基づき令和4年度の保険料改定率0.976を乗じることにより、1万6千590円となりました。

国民年金保険料の前納について

国民年金保険料を前納する場合は、期間および納付すべき額について、厚生労働省告示(令和4年厚生労働省告示37号)により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら1万4千540円、1年前納なら3千530円、6カ月前納でも810円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して

保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら1万5千790円、1年前納なら4千170円、6カ月前納でも1千130円の割引となり、大変お得です。

◆口座振替・クレジットカード納付には次の方法があります。

- (1) 2年(4月～翌々年3月)分前納
- (2) 1年(4月～翌年3月)分前納
- (3) 6カ月(4月～9月、10月～翌年3月)分前納
- (4) 毎月(早割、口座振替のみ)
- (5) 毎月(割引なし)

※口座振替・クレジットカード納付による令和3年4月からの前納(2年分・1年分・6カ月前納)の新規申込は、2月末日で受付を終了しましたが、令和5年4月からの受付は行っています。

また、年度途中で新たに国民年金に加入された方も、任意の月から翌年度3月分まで納付書で納めていただくことができます。

※保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。金融機関などで納めていただく必要があります。

ますので、ご注意ください。

納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、住民税などの税金の負担が軽減されます。

なお、国民年金には保険料納付が免除、猶予される制度もあります。納付が困難だからといってそのままにせず、役場または年金事務所窓口で手続きを行ってください。

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係
4312800
佐賀支所 地域住民課
総合窓口第2係
5513701

日本年金機構 幡多年金事務所
3411616



自動車税(普通車)の納付について

5月中旬発送予定の自動車税種別割の納期限は5月31日(火)となっています。納付は必ず納期限までにお済ませください。

銀行、郵便局、農協などお近くの金融機関やコンビニエンスストア、県税事務所の窓口での納付が可能となっています。

さらに、昨年度からはスマホ収納(支払秘書(ウェルネット(株))、PayPay(PayPay(株))、LINE Pay 請求書支払い(LINE Pay(株))もご利用可能となりました(詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください)。

また、金融機関で納付の際には、簡単・便利な口座振替の利用・申込みも検討ください。

自動車税種別割についての質問・相談がありましたら左記までお問合せください。

なお、身体障がい者などの方の減免手続きの期限も5月31日(火)までとなっておりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

高知県幡多県税事務所
088013515972